

事務連絡
令和4年（2022年）9月8日

熊本県新型コロナウイルス対策協議会委員 各位

熊本県健康福祉部健康危機管理課長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し
について

このことについて、令和4年9月7日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、内容を御了知のうえ、適切に御対応くださいますとともに、貴所管の関係機関等への周知について御協力くださいますようお願いいたします。

◆ 主な内容

1 有症状又は無症状患者の療養期間等

(1) 有症状患者（人口呼吸器等による治療を行った場合を除く。）

(a) (b)以外の方

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除が可能。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自発的な感染予防行動の徹底が求められる。

(b) 現に入院している方

- ・従来から変更なし

(2) 無症状患者（無症状病原体保有者）

- ・検体採取日からの療養解除可能日については従来から変更なし。

- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除が可能。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底が求められる。

2 療養期間中の外出自粛について

有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合

- ・外出時や人と接する際は短時間とし、必ずマスクを着用すること
- ・移動時は公共交通機関を使わないこと

など、自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えない。

【問い合わせ先】

熊本県健康福祉部健康危機管理課
感染症対策第二班 益田、宮本
TEL 096-333-2630